

議案第46号

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年3月14日(金)

福祉部子ども未来局保育幼稚園課

1 改正理由

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月24日閣議決定)を踏まえ、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)」が一部改正され、令和7年4月1日より施行することとされた。

ついては、同基準の改正に基づき、大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

(1) 保育内容支援及び代替保育に係る連携協力の見直し

	内容	従前の規定	改正内容
保育内容支援	利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言	連携協力を行う保育所、認定こども園または幼稚園(連携施設)を適切に確保しなければならない	連携施設の確保が困難と認める場合であって、特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力を適切に確保し、次の①、②の要件のいずれにも該当する場合は、連携施設を確保しないことができることとする ① 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること ② 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること ※1

※1 保育内容支援連携協力者:小規模保育事業A型・小規模保育事業B型・事業所内保育事業を行う者であって保育内容支援に係る連携協力を行うもの

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

	内容	従前の規定	改正内容
代替保育	特定地域型保育事業者の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって保育を提供	<p>必要に応じて保育所、認定こども園または幼稚園(連携施設)が特定地域型保育事業者に代わって、代替保育を実施</p> <p>ただし、代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、特定地域型保育事業者が代替保育提供者を適切に確保し、次の①、②の要件を全て満たす場合は、連携施設を確保しないことができる</p> <p>① 特定地域型保育事業者と代替保育提供者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されている</p> <p>② 代替保育提供者の本来の業務の遂行に支障が生じないための措置が講じられている</p>	代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該者の確保が著しく困難である場合は、当該規定を適用しないことができることとする ※2

※2 代替保育連携協力者:小規模保育事業A型・小規模保育事業B型・事業所内保育事業を行う者であって代替保育に係る連携協力を行うもの

(2) 連携施設経過措置の延長

特定地域型保育事業における連携施設に関する経過措置として、法の施行の日から起算して10年を経過する日までの間においては連携施設を確保しないことができるとの定めを、15年に延長する。

3 対象施設

小規模保育事業所A型
小規模保育事業所B型
小規模保育事業所C型
家庭的保育室

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(改正部分の抜粋)

現行	改正後
<p>(関連施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項まで及び附則第4条において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると本市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p>	<p>(関連施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項まで及び附則第4条において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると本市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p>
<p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p>	<p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。</p>

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(改正部分の抜粋)

現行	改正後
<p>(2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p>	<p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p>

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(改正部分の抜粋)

現行	改正後
(新設)	<p>2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</p> <p>(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p>
(新設)	<p>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、家庭的保育事業等基準条例第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</p>

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(改正部分の抜粋)

現行	改正後
<p>2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、<u>前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p>	<p>4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、<u>第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p>
<p>(1) <u>特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者(以下この項及び次項において「代替保育提供者」という。)との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p>	<p>(1) <u>特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件のいずれにも該当すると市長が認めること。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p>
<p>(2) <u>代替保育提供者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p>	<p>(2) <u>市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u></p>

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(改正部分の抜粋)

現行	改正後
<p>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は_____、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を代替保育提供者として適切に確保しなければならない。</p>	<p>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう_____。</p>
<p>(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等(家庭的保育事業等基準条例第6条第3項第1号に規定する小規模保育事業A型事業者等をいう。次号において同じ。)</p>	<p>(1) ___特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等(_____)</p>
<p>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者</p>	<p>(2) (略)</p>

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(改正部分の抜粋)

現行	改正後
4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。	6 (略)
(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。	
(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)	

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(改正部分の抜粋)

現行	改正後
<p>5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する施設であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)であること。</p> <p>(2) 利用定員が20人以上の施設であること。</p>	7 (略)
<p>6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等基準条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の本市の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると本市が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</p>	8 (略)

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(改正部分の抜粋)

現行	改正後
<p><u>7</u> 事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p>	<p><u>9</u> (略)</p>
<p><u>8</u> 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</p>	<p><u>10</u> (略)</p>
<p><u>9</u> 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、当該終了に係る満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、当該満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p><u>11</u> (略)</p>

(改正部分の抜粋)

現行	改正後
附 則 (連携施設に関する経過措置)	附 則 (連携施設に関する経過措置)
第4条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を受けることができると本市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	第4条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を受けることができると本市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

4 施行期日 令和7年4月1日